愛南町情報セキュリティポリシー改定支援業務

仕　　様　　書

令和７年５月

愛南町

1　業務の目的

令和３年５月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化を目的として、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法という。）が改正された。

改正に伴い、令和５年４月１日から個人情報保護法が地方公共団体に直接適用されることとなり、個人情報保護法第66条の求める安全管理措置を講ずる義務が課せられている。並行して令和５年３月に総務省による「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改定され、各地方公共団体の保有する個人情報及び情報資産の保護に対する意識はますます高まり、法的にも社会的にも、個人情報・情報資産の保護に努めなければならない。

本業務では、情報セキュリティポリシーを上記ガイドライン等の準拠した最新版に改定するとともに、保有個人情報及び特定個人情報の安全管理措置と整合性のとれた情報セキュリティの強化に資することを目的とする。

2　委託期間

契約締結日から令和８年３月25日まで

3　業務の内容

（１）実施要領の決定と組織体制の確立

本業務の推進にあたり、組織の役割及び責任体制を明確にし、業務内容、業務の進め方、双方の役割分担及び進行管理を可能とする工程表を含む業務実施要領を作成する。

（２）情報セキュリティ基本方針の改定

既存の情報セキュリティ基本方針を環境変化への対応の観点から精査を行い、組織の情報セキュリティ対策の基本的な考え方を示す基本方針として策定する。

（３）リスク分析の実施

情報セキュリティ必須監査項目（『地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン』の必須監査項目をいう。）等に基づき、担当研究員が各課ヒアリングを行いながら遵守状況を確認し、リスクの把握・分析を行う。

（４）情報セキュリティ対策基準の改定

情報セキュリティ基本方針とリスク分析に基づき、既存の情報セキュリティ対策基準を、情報セキュリティインシデントへの対処を含んだ組織共通の情報セキュリティ対策基準として必要な改定を行う。

（５）情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティポリシーに記述された内容に準じて、必要な実施手順の改定を行う。（既存の実施手順が整備されていない場合は、新たに策定する。）

（６）職員研修の実施

作成した情報セキュリティポリシーの内容を周知するとともに理解を深めるための職員研修を実施する。対象者は全職員とする。（2.5時間×２回）

（７）情報提供

情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティポリシー外部監査、特定個人情報、保有個人情報の安全管理措置について、参考となり得る国及び地方公共団体における事例などの参考資料を適宜提供する。

４　成果品

（１）情報セキュリティ基本方針　データ一式
（２）リスク分析結果　データ一式
（３）情報セキュリティ対策基準　データ一式
（４）情報セキュリティ実施手順　データ一式
（５）職員研修資料　データ一式
（６）情報提供資料　データ一式

５　その他

（１）業務スケジュール及びこの仕様書に記載されていない事項については、委託者と協議しながら行うものとする。
（２）受託者は地方公共団体において、過去５年以内に情報セキュリティポリシー改定の支援実績を有するものとし、業務開始前にそれらを証明する書類を提出しなければならない。
（３）本業務は改正個人情報保護法への対応を踏まえた保有個人情報安全管理措置と互いに整合性がとれるように調整を行いながら、国の示す様々な指針や本庁の条例、運用状況とも整合を図りながら作成する必要がある。そのため、受託者は地方公共団体において、過去５年以内に保有個人情報安全管理措置対応の支援実績を有するものとし、業務開始前にそれらを証明する書類を提出しなければならない。
（４）受託者は、愛媛県内に契約権限を有する本店、支店又は営業所を有するものでなければならない。
（５）受託者は、委託者の情報資産の安全性を確保するものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが充分に確立されていることを証明しなければならない。具体的には、情報資産全般に係るセキュリティ等に関する公的資格であるJISQ27001（ISMS認証）又は情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格であるJISQ15001（プライバシーマーク）を取得していることを必須とする（法人認定ではない担当者の個人資格は対象外）。